

デジタル庁

○ 告示第四号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年一月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

一 令和六年度北海道砂川市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰
 対応特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六
 年度砂川市一般会計補正予算における北海道砂川市から、低
 所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同
 じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置
 の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十
 四号）による入所等の措置の二百八十三号）に関する情報、身
 祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置
 の実施に関する情報（知的障害者福祉法（昭和十五年法律第
 三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福
 祉法（昭和三十一年法律第三十三号）による福祉の措置の実
 活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による福祉の保
 法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に
 る法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定
 基礎となる事項に関する情報（公的給付の支給等の迅速かつ
 支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ
 な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法
 律第三十八号）第三十三条第一号から第三号までに掲げる事
 項をいう。以下同じ。））、令和五年度物価高騰対策給付金（第
 一令）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（第
 令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対
 策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年
 度物価高騰対策給付金（第二令）（物価高騰対策給付金に係る
 差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・
 財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及び五年度内閣府・総務省・
 伊に掲げる世帯、同条第二号イ、ロ及び五年度内閣府・総務省・
 帯（同条第一号イ、ロ及び五年度内閣府・総務省・

事務

令和六年度北海道砂川市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰
 対応特別給付金の支給要件の該
 性を判定する必要がある者に係
 る市町村民税（地方税法第五
 第二項第一号に掲げる市町村民
 税（個人に係るものに限る。）
 をい、特別区が同法第一条第
 二項の規定によつて課する同
 に掲げる税を含む。以下同
 簿及び公的給付支給等口座登
 簿関係情報に関する情報

情報

に限る。並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他がこれに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村(特別区を含む)以下同じ。)(か)ら支給される給付金であつて、同条第一号及び同条第二号に掲げるもの。)(い)う。以下同じ。)(騰)対策給付金(第一号)(給)に關する情報及び令和六年度物価高げ個人又は世帯(同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。)(並)びに同条第三号ロ及びハに掲げる個人又は世帯(同条第三号ロ及びハに掲げる個人又は世帯)に準ずる個人又は世帯に對し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金であつて、同条第一号各号に掲げるもの。)(下)同じ。)(給)付金の支給に關する情報を含む。)(の)管理に關する事務

令和六年度北海道砂川市住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度砂川市一般会計補正予算における、北海道砂川市から、低所得である子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当の支給に関する情報報をいう。以下同じ。）の児童扶養手当関係情報（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。以下同じ。））、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度北海道砂川市住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村住民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

三

令和六年度北海道砂川市子育て世帯特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度砂川市一般会計補正予算における、北海道砂川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税、関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報）及び令和五年度の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度北海道砂川市子育て世帯特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等情報

四

物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度世帯支援給付金（原油価格や
における、北海道登録市から、低所得世帯を支援する観点から
支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための
基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護
関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情
報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する
情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する
情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に
関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度北海道登録市低所得
世帯支援給付金の支給要件の該
当性を判定する必要がある者に
係る市町村民税及び公的給付支
給等口座登録簿関係情報に
る情報

五

格や令和六年度北海道恵庭市低所得世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度恵庭市一般会計補正予算における、北海道恵庭市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される北海道をいう。以下同じ。）の支給を実施する点からの支給とされる給付をいう。以下の実施に関する情報、生
活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に
関係する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に
関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給の
支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度北海道恵庭市低所得世帯生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付等口座登録簿関係情報に
関する情報

六

令和六年度山形県鶴岡市住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度鶴岡市一般会計補正予算における、山形県鶴岡市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するため、基礎となる情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策に関する事務）の管理

令和六年度山形県鶴岡市住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村住民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

令和六年度山形県酒田市物価高騰緊急支援臨時給付金（原油
 価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度酒田市一般会計補
 正予算における、山形県酒田市から、低所得者世帯を支援する
 観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施す
 るための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、
 生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、
 特別児童扶養手当関係情報、公的給付支給
 等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給
 付金の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第
 一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第
 二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付
 金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事
 務

令和六年度山形県酒田市物価高
 騰緊急支援臨時給付金の支給要
 件の該当性を判定する必要がある
 る者に係る市町村民税及び公的
 給付支給等口座登録簿関係情報
 に関する情報

令和六年度福島県二本松市住民税均等割のみ課税世帯に
 対する物価高騰対応給付金（原油価格や物価高騰等の影響に
 鑑み、令和六年度二本松市一般会計補正予算における給付を
 市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付を
 う。以下同じ。）の支給を実施するたため基礎とする情報（入
 所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、電力・ガ
 ス・ガス・食料情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、
 品等価格高騰緊急支援給付金（令和四年度電力・ガス・食料
 令和四年度法律第七十九号）第一条に係る差押禁止等に関する
 令和四年度法律第七十九号）及び令和五年度物価高騰対策給
 付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策
 給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対
 策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高
 騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に
 関する事務

令和六年度福島県二本松市住民
 税均等割のみ課税世帯に對する
 物価高騰対応給付金の支給要件
 の該当性を判定する必要がある
 のに該市町村住民税及び公的給
 付に係る口座登録簿関係情報に
 関する情報

金（令和六年度福島県高騰等物価高騰対応低所得世帯緊急支援給付金）の支給に
 関係する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の
 支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の
 支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）
 の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度福島県高騰等物価高騰
 対応低所得世帯緊急支援給付金
 の支給要件の該当性を判定する
 必要がある者に係る市町村民税
 及び公的給付支給等口座登録簿
 関係情報に関する情報

十一 令和六年度千葉県我孫子市低所得世帯重点支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度我孫子市一般会計補正予算における、千葉県我孫子市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を
実施するため、基礎となる情報（入所等の措置の実施に関する
情報、生活保護関係情報、令和五年度地方税関係情報、給付金（第一号）
の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）
の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）
の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）
の管理に関する事務）

令和六年度千葉県我孫子市低所得世帯重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要があるに
関する情報
給付金等口座登録簿関係情報
に関する情報

十二 令和六年度東京都中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重
点支援助付金（三万円給付）（原油価格や物価高騰等の影響に
鑑み、令和六年度中央区一般会計補正予算から支給される、東
中央区以下所得者世帯を支援する観点から支給される給付を
いう。措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、令和五年
入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、令和五
関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年物
価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年物
物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六
年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む
）の管理に関する事務

令和六年度東京都中央区電力・
ガス・食料品等価格高騰重点支
援助付金（三万円給付）の支給
要件の該当性を判定する必要が
ある者に係る市町村民税及び公
的給付支給等口座登録簿関係情
報に関する情報

十三 令和六年度東京都墨田区価格高騰重点支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度墨田区一般会計補正予算における、東京都墨田区から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の実施に関する情報、生
活保護関係情報、地方税関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、特
別児童扶養手当関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付
口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一
号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一
二号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第
一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（
金（第二号））物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する
法律施行規則第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ず
る世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する
交付金を財源として市町村から支給される給付金であつて、同
令第一条第三号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を
含む。）の管理に関する事務

令和六年度東京都墨田区価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要があり、に係る市町村民税及び公的給付者
する情報 口座登録簿関係情報に

十四 令和六年度東京都品川区子育て世帯生活支援特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度品川区子育て世帯生活支援特別給付金（計補正算における、東京都品川区から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するため、基礎とする情報（地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別給付口座児童扶養手当関係情報、令和五年度の子育て世帯生活支援特別給付金の登録簿関係情報及び令和五年度の管理に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度東京都品川区子育て世帯生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

十五 令和六年度東京都品川区住民税非課税世帯等物価高騰対策
支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度
品川区一般会計補正予算から支給される東京都品川区から、低所得
者の世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。
）の支給を実施するたため基礎とする情報（入所等の措置の実
施に関する情報、生活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金
付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金
（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付
金（第二号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策
給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策
給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する
事務

令和六年度東京都品川区住民税
非課税世帯等物価高騰対策支
給付金の支給要件の該当性を判
定する必要がある者に係る市町
村民税及び公的給付支給等口
登録簿関係情報に関する情報
座

十六 令和六年度東京都渋谷区物価高騰緊急支援給付金（原油価
格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度渋谷区一般会計補正
予算における、東京都渋谷区から、低所得者世帯を支援する観
点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施する
ための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生
活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支
給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支
給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の
支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度東京都渋谷区物価高騰緊急支援給付金の支給要件の
該当性を判定する必要がある者
に係る市町村民税及び公的給
付金口座登録簿関係情報に
関する情報

十七 令和六年度東京都中野区価格高騰支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度中野区一般会計補正予算における、東京都中野区から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するためら基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報）の支給に係る情報、令和五年度地方税関係情報、公的給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度東京都中野区価格高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給口座登録簿関係情報に関する

十八 令和六年度東京都荒川区住民税均等割のみ課税世帯（こども加算含む）に対する価格高騰重点支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度荒川区一般会計補正予算に於ける、東京都荒川区から、低所得者世帯を支援する観点からおける、東京都区部から、以下同じ。）の支給を実施するための支給される給付をいう。措置の実施に関する情報、障害者関係情報とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、障害者関係情報）（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者手帳及び知的障害者福祉法による精神障害者福祉に関する情報）（保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による精神障害者福祉に関する情報）（公的給付支給をいう。）（座登録関係情報、令和五年度税関係情報、公的給付支給をいう。）（座登録関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度東京都荒川区住民税均等割のみ課税世帯（こども加算含む）に対する価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る支町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

十九 令和六年度東京都葛飾区住民税均等割非課税世帯等重点支
援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度葛
飾区一般会計補正予算から支給される、東京都葛飾区から、低所得者
世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）
の支給を実施するため、基礎となる情報（入所等の措置の実施
に関する情報、生活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（
支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（
第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（
第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給
付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する
事務

令和六年度東京都葛飾区住民税
均等割非課税世帯等重点支
援給付金の支給要件の該当性を判定
する必要がある者に係る市町村
民税及び公的給付支給等口座登
録簿関係情報に関する情報

二十 令和六年度東京都江戸川区物価高騰負担軽減給付金（住民
税均等割のみ課税世帯）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み
、令和六年度江戸川区一般会計補正予算における、東京都江戸
川区から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付を
いう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（
入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、令和五年度物
価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物
価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六
年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む
）の管理に関する事務

令和六年度東京都江戸川区物価
高騰負担軽減給付金（住民税均
等割のみ課税世帯）の支給要件
の該当性を判定する必要がある
者に係る市町村民税及び公的給
付支給等口座登録簿関係情報に
関する情報

二十一 令和六年度山梨県笛吹市物価高騰対策・子育て世帯応援臨時付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度笛吹市一般会計補正予算における、山梨県笛吹市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報及び令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度山梨県笛吹市物価高騰対策・子育て世帯応援臨時付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付する必要がある者に関する情報

二十二 令和六年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給
 付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度八幡市
 一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得者世帯
 を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支
 給を実施するための基礎となる情報（入所等の措置の実施に
 する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童手当
 関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、
 和二度度特別児童扶養手当関係情報、令和三年度住民税非課税
 等口座登録簿関係情報、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特
 別給付金の支給に関する情報、電力・ガス・食料品等価格高騰
 緊急支援給付金の支給に関する情報、令和四年度京都府八幡市
 家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四
 年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低
 所得者世帯を除く世帯を支援する観点から支給される給付をい
 う。）の支給に関する情報、令和五年度京都府八幡市低所得世
 帯物価高騰対策支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑
 み、令和五年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡
 市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をい
 う。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（
 第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金
 （第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する
 事務

令和六年度京都府八幡市低所得
 世帯物価高騰対策支援給付金の
 支給要件の該当性を判定する必
 要がある者に係る市町村民税及
 び公的給付支給等口座登録簿関
 係情報に関する情報

二十三 令和六年度京都府京丹後市住民税非課税世帯等臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度京丹後市一般会計補正予算における、京都府京丹後市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するたため、基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報及び電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援給付金の簿籍関係情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度京都府京丹後市住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

二十四 令和六年度兵庫県宍粟市しろう物価高騰支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度宍粟市一般会計補正予算における、兵庫県宍粟市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、手当情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の口座登録関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度兵庫県宍粟市しろう物価高騰支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

二十五 令和六年度福岡県直方市価格高騰重点支援給付金（追加分）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度直方市一般会計補正予算における、福岡県直方市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される福岡県直方市から、以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度福岡県直方市価格高騰重点支援給付金（追加分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。